

vi. 国民の権利及び義務に関する問題

- 国民保護法においては、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。」とされており、この原則に基づき、国民の権利及び義務に関する措置については、限定的に規定されています。

原子炉及び危険物質等の危険防止 指定行政機関の長等

原子炉や危険物質などによる危険防止のため必要な措置を講ずることを命令

原子炉の
事業者など



避難住民等の救援のための収容施設、食品等の供与及び医療の提供 都道府県知事

医療関係者に対し、医療の提供を要請し、正当な理由なく拒否したときは医療の提供を指示

医療
関係者



医薬品、食品などの物資について保管を命令し、売渡しを要請し、正当な理由なく拒否したときは収用

物資を
取り扱う者



収容施設又は医療施設を確保するため、土地、家屋などを同意を得て使用し、正当な理由なく拒否したときは同意を得ないで使用

土地所有者、
施設管理者など



武力攻撃に伴って生ずる災害への対処 市町村長及び都道府県知事

武力攻撃災害への応急措置として、土地、建物などを一時使用し、物件を使用又は収用

土地所有者、
施設管理者など

